

入札監理小委員会における審議の結果報告

国立科学博物館の施設管理・運営業務

独立行政法人国立科学博物館（以下「独立行政法人」という。）における国立科学博物館の施設管理・運営業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成25年4月から平成28年3月までの3年間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施することとされているが、より多くの者が入札に参加することが可能となるよう、独立行政法人において検討した結果、契約期間を平成30年3月までの5年間とすることとした。

これに基づいて独立行政法人から提出された民間競争入札実施要項案を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1 事業の評価を踏まえた対応について

前回の入札参加者は3者であり、そのうち2者が予定価格の範囲内であったが、1者が入札を辞退し、結果的に残った1者と契約を締結しているところ。

【より多くの者が入札に参加することを可能とするための取組み】

- ・前回入札に参加し落札に至らなかった2者に対してヒアリングを実施するとともに、前回入札説明書を取りに来た者を中心に、23者に対して実施要項のパブリックコメントを実施することにつき周知を行った。

【実施要項の見直し】

- ・契約期間を3年から5年にした。（資料2—2（実施要項（案）6ページ））
- ・「統括責任者」及び「現場統括者」について、業務に支障が生じない範囲で施設管理・運営支援業務を担当する者と兼務できるよう明示的に認めた。

（資料2—2（別添資料1 仕様書（案）3ページ））

2 パブリックコメントに出された意見への対応について

パブリックコメントにおいては2者から5件の意見が寄せられた。主な意見と対応は以下のとおり。

<主な意見①>

現状の施設管理の品質等に対する科学博物館のモニタリング評価の結果を開示してもらいたい。

<対応①>

意見を踏まえ、モニタリングの結果及び評価を従来の実施状況に関する資料に記載した。
(資料2-2 (別添資料3 従来の実施状況に関する資料 (案) 8 ページ))

<主な意見②>

同種施設の建物規模として、博物館等の延べ床面積を6,000㎡以上としているが理由はあるのか。

<対応②>

概ね都道府県及び指定都市立の博物館を想定したものである。国民の共通財産である貴重な資料を適切に保存し、将来に継承していくため、博物館としての水準を満たす保存・展示環境を維持していくことが国立科学博物館としての責務であり、都道府県レベルの同種施設での経験を通して、必要な知識・技能を有している事業者を確保することが必要であると考えている。

(資料2-2 (実施要項 (案) 7 ページ))

以 上